

笛吹市児童発達支援センター(仮称)に係る整備運営事業者公募要領

令和6年4月

笛吹市

## 目次

1	公募の趣旨	2
2	公募等のスケジュール	2
3	児童発達支援センター整備概要	3
	(1)整備施設	3
	(2)実施する支援・事業の種類及び対象者	3
	(3)児童発達支援の利用定員	3
	(4)開所日	3
	(5)開所時間	3
	(6)児童発達支援の延長支援	3
	(7)児童発達支援の給食	3
	(8)児童発達支援の送迎	3
	(9)利用料以外の負担金	3
	(10)開設時期	3
	(11)併設施設	3
4	整備予定地	4
5	整備費に対する補助(予定)	5
6	人員基準、設備基準	7
7	応募資格	9
8	質問書の提出	9
9	公募参加方法	10
10	提案書の提出	10
11	審査・選定方法	12
12	申し込み・問い合わせ先	15

### <様式>

- 様式1 質問書
- 様式2 参加申込書
- 様式3 辞退届
- 様式4 提案書
- 様式5 新施設運営に係る3年間の収支予算書
- 様式6 法人等調書
- 様式7 現在実施している事業の概要
- 様式8 法人代表者履歴書
- 様式9 法人役員・評議員名簿
- 様式10 誓約書

## 1 公募の趣旨

国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」では、児童発達支援センターは、各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも1か所以上設置することとされており、笛吹市では、峡東圏域(笛吹市・山梨市・甲州市)で児童発達支援センター1か所を設置しています。

本公募は、令和8年度をめどに新たに笛吹市内に1か所の児童発達支援センターを整備することを目指し、児童発達支援センターを設置運営する事業者をプロポーザル方式で選定するものです。笛吹市の所有地を活用していただき、民間法人が有するノウハウや専門知識を活かし、障害児通所支援サービス量の確保とサービスの質の向上を図るために、民間での経営を行っていただきます。

## 2 公募等のスケジュール

※公募及び事業のスケジュールは次のとおりです。

項目	日程	手続等
1 公募要項の公表	令和6年4月10日(水)	笛吹市のホームページに掲載します。
2 要項等に関する質疑受付	令和6年4月10日(水) ～4月19日(金)	質問書[様式1]をメールで提出してください。
3 要項等に関する質疑への回答	令和6年4月26日(金)	質問・回答内容は、笛吹市ホームページに掲載します。
4 参加申込書受付	令和6年4月10日(水) ～4月26日(金)	参加申込書[様式2]をメールで提出してください。
5 提案資料等の提出	令和6年4月18日(木) ～5月10日(金)	企画提案書[様式4]に関係書類を添えて提出してください。
6 提案書プレゼンテーション審査	令和6年5月中旬	
7 審査結果の通知及び優先交渉権者等の公表	令和6年5月下旬	
8 協定の締結	令和6年6月上旬	
9 新たな児童発達支援センターの開設	令和8年4月	※山梨県及び笛吹市の指定を受けてください。

### 3 児童発達支援センター整備概要

#### (1)整備施設

児童発達支援センター 1 か所

#### (2)実施する支援・事業の種類及び対象者

厚生労働省において示されている児童発達支援センター機能を基本とし、次のア～エを実施するものとします。なお、関係法令等の改正により支援の名称が変更される可能性があります。支援の内容は従前どおりです。

ア 児童発達支援・・・療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学の障がい児を対象にしたもの

イ 保育所等訪問支援・・・保育所その他の児童が集団生活を営む施設において、専門的な支援が必要と認められた障がい児に対するもの

ウ 障害児相談支援、計画相談支援

・・・障がい(児)当事者やその保護者、障害福祉サービスの申請又は変更の申請に係る障がい児の保護者に対するもの

エ その他地域の中核的な療育支援(連絡会開催、学習会の実施、啓発活動等)

・・・障がい児やその保護者、地域住民や他機関関係者に対するもの

#### (3)児童発達支援の利用定員

30人程度

#### (4)開所日

祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く、月曜日から金曜日まで

#### (5)開所時間

午前8時30分から午後4時30分まで(8時間)

#### (6)児童発達支援の延長支援

開所時間の前後の時間において30分以上実施

#### (7)児童発達支援の給食

児童の状態に応じた適切な食事を提供する(施設内調理の有無を問わない)

#### (8)児童発達支援の送迎

送迎が必要な障害児に対して送迎バス等による送迎を実施

※運営法人においてバス等を調達し、送迎を実施すること

#### (9)利用料以外の負担金

保護者の経済的負担を最小限とするよう努めること

#### (10)開設時期

令和8年4月

#### (11)併設施設

協議により、同一敷地内で、障害福祉サービス施設、障害児通所支援施設、福

社関連施設等を整備・運営することができます。

#### 4 整備予定地

(1)所在地： 笛吹市石和町市部字上屋敷 448 番地

(2)敷地面積：1,487 m<sup>2</sup>程度(※約 32m×約 45m程度)

※詳しくは位置図をご覧ください。

(3)地目：宅地

(4)用途区域：第一種住居地域（建ぺい率60%、容積率200%）

(5)道路幅員及び接面状況等東：市道 1058 号線、道路幅員 4m程度

(6)所有者及び用地の取扱い：笛吹市（市有地）

市有地については、一定期間の無償貸与を予定していますが、**最終的な決定は令和6年度の議会での議決後になります(議決を通過しない場合、有償貸与となります)**。仮に無償貸与が可能になった場合でも、数年毎に使用状況を確認し無償・有償貸与の可否について検討します。

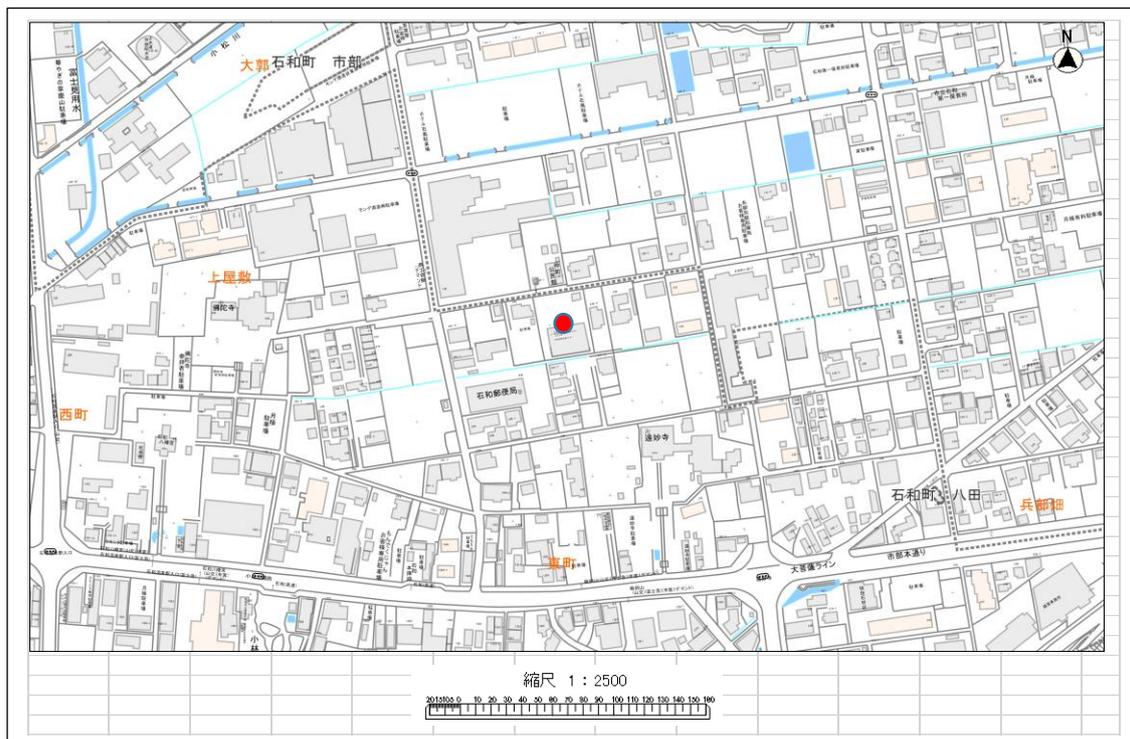
**なお道路と敷地との境界については、地域住民の利便性等を考慮し道路管理者と事前に協議を行ってください。**

(7)現状：

防草シート張り：t=0.64mm、ポリプロピレン4層、スパンボンド不織布

固定金物：コ型ピン L=200 4φ

(8)位置図：



(9)公道接地図等



(10)供給施設状況

供給施設	引込状況	供給事業所名
電気	引込可	東京電力
上水道	引込可	笛吹市水道事業
下水道	引込可	笛吹市下水道事業

5 整備費に対する補助(予定)

(1)山梨県障害児者施設整備補助金（及び次世代育成支援対策施設整備交付金）

令和5年4月のこども家庭庁創設に伴い、児童福祉法に基づく児童発達支援センターの施設整備については従前の社会福祉施設等施設整備費国庫補助金から、次世代育成支援対策施設整備交付金の補助対象に変更されました。

なお、施設整備費の補助を利用する場合には、別途補助協議が必要になります。また、活用できる補助制度は国及び県の予算状況により変更となります。

ア補助基準額(令和5年度参考単価、定員21～40人の場合)

児童発達支援センター本体 標準：76,754点×1千円（国交付金）

・障害児相談支援整備加算 6,620点×1千円（国交付金）

・保育所訪問支援整備加算 4,409点×1千円（国交付金）

※県補助金は上記の金額×0.5

イ負担割合 国1/2、県1/4、法人1/4

ウ補助金内示・着工までのスケジュール（予定）

時期	内容
令和6年8月頃	令和7年度山梨県障害児者施設整備補助金（次世代育成支援対策施設整備交付金）の施設整備費協議書提出
令和6年9～10月頃	県で事業の審査・選定
令和7年1月	施設整備等審査会での審査 県から応募のあった法人に審査結果の御連絡
令和7年3月	県から国へ協議
令和7年6～7月頃	国から県へ内示 ※計算上の補助金額を大きく下回る場合があります。
令和7年7～8月頃	工事の入札・契約、補助金の交付申請書を作成・提出
令和7年8～9月頃	補助金の交付決定 工事の着工、各種届の提出
令和8年3月頃	工事完了・検査、補助金の実績報告書の提出
令和8年4～5月頃	補助金の額確定、補助金の支払い

エその他

この補助制度（補助基準額）については、本公募時点では検討中のものであり、確定していません。従って実際の交付単価を保証するものではありませんが、事業計画策定にあたっては、上記の単価等を使用してください。

## (2) 笛吹市からの補助（予定）

施設整備に際し、笛吹市独自に予算範囲内で次の条件の補助を実施する予定です。提出書類「※資金計画書（償還計画含む）」に申請予定額を記載してください。

※補助条件については「笛吹市児童発達支援センター施設整備費補助金交付要綱」で規定されます。

※「笛吹市児童発達支援センター施設整備費補助金交付要綱」抜粋  
（補助金の額）

第4条 本事業における補助金の交付額は、次の条件を全て満たす額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 施設整備に要する総事業費の4分の3以内
- (2) 前条の別表に掲げる経費
- (3) 原則として山梨県障害児（者）施設整備費補助金及び次世代育成支援対策施設整備交付金を活用し、これら他制度による補助がある場合は、その補助額を控除した額

別表(第3条関係)

対象経費	補助率	上限(千円)
①施設の整備にかかる工事費 ②工事事務費(設計管理料等) ③外構工事(建物以外の土地に固着している門、堀、舗装、造園植栽、外灯等)及びバス等車庫、駐車場等の整備費	10/10	最大 120,000 千円

※事業開始後、一定期間内に事業を終了する場合、笛吹市児童発達支援センター施設整備費補助金交付要綱第 14 条に基づき、開設期間に応じて補助金の返還を求めます。

## 6 人員基準、設備基準

人員、施設整備等にあたっては、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)のほか、関係法令等による基準により施設等を整備してください。

### (1) 人員基準

#### ア 児童発達支援センター

従業者	嘱託医	1人以上
	児童指導員及び保育費	・総数がおおむね障害児の数を4で除して得た数以上、そのうち半数以上は児童指導員及び保育士であること。 ※機能訓練担当職員、看護職員の数を総数に含めることができる
	調理員	調理業務の全てを委託する場合、職員を置かないことができる
	児童発達支援管理責任者	1人以上
	機能訓練担当職員	機能訓練を行う場合に配置
	看護職員	医療的ケアを行う場合に配置
	栄養士	児童40人以下の場合、職員を置かないことができる
管理者	原則として専ら当該事業者の管理業務に従事する者(支障が無い場合にはほかの職務との兼務可)	

イ 保育所等訪問支援

従業者	訪問支援員	訪問支援を行うために必要な数
	児童発達支援管理責任者	1人以上(専ら当該事業所の職務に従事する者であること)
管理者	原則として専ら当該事業者の管理業務に従事する者(上記訪問支援員及び児童発達支援管理者と兼務する場合を除き、他の職務との兼務可)	

ウ 障害児相談支援、計画相談支援

従業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専従の相談支援専門員(業務に支障が無い場合は他の職務との兼務可)</li> <li>・1か月平均の利用者数が35件に対して1人を標準とし、利用者数が35件又はその端数を増すごとに増員することが望ましい。</li> </ul>	
管理者	原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)	

(2)設備基準

ア児童発達支援センター

指導訓練室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定員はおおむね10人</li> <li>・障害児1人当たりの床面積は、2,47㎡以上</li> </ul>
遊戯室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児1人当たりの床面積は、1,65㎡以上</li> </ul>
屋外遊戯室、医務室、相談室	
調理室、便所	
静養室	
その他、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること	

イ保育所等訪問支援

専用の区画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専用の事務室が望ましい(ほかの事業と同一の事務室も可)</li> <li>・利用申込みの受付、相談等に対応するスペースを確保する</li> </ul>
その他、指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品等を備えること	

※多機能型事業所の設備については、其々のサービスの提供に支障を来さない様に配慮すること。

## 7 応募資格

本案件に参加及び応募できるものは、企画提案書類等の提出時点で次の条件をすべて満たす事業者とします。なお企画提案書類等の提出後において、要件を満たさなくなった場合も参加及び応募を認めません。

- (1) 山梨県内において児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2の2に定める障児通所支援事業の運営実績がある法人で、その事業の運営実績が5年以上あること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であって、同条第2項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (3) 児童福祉法第21条の5の15第3項各号に定める事項に該当しないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定に基づき更正又は再生手続をしていない法人等であること。
- (5) 法人の役員又はその長に、笛吹市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第2号に規定する暴力団員に該当する者がいないこと。
- (6) 法人に法人税、消費税及び地方消費税並びに市税等の滞納がなく、本法人の役員又はその長に市税等の滞納がある者がいないこと。
- (7) 法人全体の財務内容について、直近3会計期間連続して損失を計上していないこと。
- (8) 令和8年3月31日までに事業実施に係る準備等を完了し、同年4月1日から事業を開始できること。

## 8 質問書の提出

質問は、質問書〔様式1〕により、電子メールで障害福祉課宛に送信してください。メール送信後、必ず電話により送信確認をしてください。

電話や来庁など質問票以外での質問は受け付けません。また質問受付期限以降の質問も受け付けません。

### (1) 質問書の提出期間

令和6年4月10日(月)～4月19日(金)午後5時15分まで

### (2) 送付先メールアドレス

shogai@city.fuefuki.lg.jp

### (3) 質問に対する回答

令和6年4月26日(金)質問及び回答について笛吹市ホームページに掲載します。

## 9 公募参加方法

参加申込書[様式2]を郵送又は電子メールで障害福祉課あてに送信ください。なお、メールの場合は送信後、必ず電話で受信確認をしてください。

### (1) 申込書の提出期間

令和6年4月10日(水)～4月26日(金)午後5時15分まで

### (2) 提出方法

郵送又は電子メールでの提出です。郵送による場合は、提出期限必着としますので、一般書留、簡易書留等配達記録の確認できる方法で送付してください。

### (3) 辞退の手続き

辞退届[様式3]を電子メールで障害福祉課あてに送信してください。

## 10 提案書の提出

企画提案書に関係書類を添えて、障害福祉課に提出してください。

### (1) 提出期間

令和6年4月18日(木)～5月10日(金)午後5時15分必着

### (2) 提出方法

持参又は郵送での提出です。郵送による場合は、提出期限必着としますので、一般書留、簡易書留等配達記録の確認できる方法で送付してください。

### (3) 提出書類のサイズ及び提出部数

① 所定の様式以外の書類のサイズはA4版縦(片面)とします。ただし、図面等はA4サイズに収まるよう折り込むなどしてください。

② 提出部数は、正本1部及び副本8部(コピー可)です。

③ 「(4) 提出書類」の順にフラットファイルなどに綴り、

- ・見出しにインデックスを付けて書類番号と書類名を記載

- ・表紙と背表紙「笛吹市児童発達支援センター整備運営の提案」、「法人名」、「正本」又は「副本」を記載

④ 提出書類等の分割提出は認めません。

⑤ 提出書類等の不足または提出期限内未到着の場合は、本案件への参加自体を無効とします。

### (4) 提出書類

#### ① 企画提案書[様式4]

提案は、後記「11(4) 審査項目」ごとの評価視点を参考に作成してください。

※最大20ページまでで作成してください。

#### ② 建物の配置図

建物の形状、敷地全体の土地使用状況が分かるものをA3版で作成してください。

③ 計画平面図

設計業者等が作成した平面図を提出してください。補助金申請に必要な設計図書は要しません。

応募に必要な図面は、施設のレイアウトが分かる平面図です。便器、手洗い設備、収納、医務室、調理設備等についても可能な限り記載し、縮尺を明記のうえ、A3版で作成してください。また、保育室、遊戯室については、内法面積を記載してください。

施設の平面図は、審査結果通知後に、市又は山梨県との協議により変更となる場合があります。

④ 計画平面図の面積計算書一覧

⑤ 工程表

⑥ 新施設運営に係る3年間の収支予算書[様式5]

⑦ 資金計画書(自由様式 償還計画を含む)

⑧ 法人等調書[様式6]

⑨ 現在実施している事業の概要[様式7]

※応募資格(1)を満たしていることがわかるように記載してください。

⑩ 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)

⑪ 定款または寄付行為(最新のもの)

⑫ 法人代表者履歴書[様式8]

⑬ 法人役員・評議員名簿[様式9]

⑭ 意思決定機関の議決が確認できる書類(理事会等の議事録等)

⑮ 直近3年間の決算書類(資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表)

※児童発達支援以外の事業を含む法人全体の財務内容の分かる決算書類

⑯ 誓約書[様式10]

⑰ 法人に所在市町村の滞納がないことの証明書

(5)提出書類の取扱い

① 企画提案書等の提出書類は、返却しないものとします。

② 企画提案書類等の受付後は追加及び修正は認めません。

③ 提出書類は、プロポーザルのために使用し、複製、頒布等することができるものとします。

④ 契約候補者の提出書類は、公開することができるものとします。ただし、それ以外の者の提出書類は、原則非公開としますが、笛吹市情報公開条例(平成16年条例第10号)の規定による請求に基づき、同条例第5条に規定する非開示情報を除き、開示することができるものとします。

⑤ 企画提案書類等の作成に要した費用、旅費、その他本案件への参加に要した費

用は公募参加者の負担となります。

## 11 審査・選定方法

①笛吹市児童発達支援センター(仮称)整備運営事業者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)で、提案内容等について総合的に審査し、優先交渉権者の選定を行います。

②選定委員会の会議は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受付ません。

※優先交渉権者：

提案書の書類審査において評価基準点(最大評価点の60%)を超えた者のうち上位3者を候補者とし、候補者に面接審査を行い優先交渉権者を決定します。

(1)方式：

公募型プロポーザル方式

(2)一次審査(書類審査)：

①本要領に規定する条件等について、「(4)評価項目」に基づき応募書類により審査し、面接実施対象者3者を選定することとします。

②この場合、第一次審査の結果はすべての提案者に通知を行うとともに、面接審査の対象となる提案者には第二次審査の日時を通知します。

③書類審査の採点結果が60点未満だった場合には、順位にかかわらず選外とします。

(3)二次審査(面接審査)：

①1事業者あたり40分程度(説明30分、質疑10分)のヒアリングを行います(準備時間含む)。

②提案書の内容について法人の概要や理念、施設の特色などについての説明を受け、提案書類等に基づき、選定委員会委員より質疑を行います。その上で「(4)評価項目」の審査項目に基づき、審査します。

※事前に連絡がある場合に限り、審査資料としてパワーポイントの利用も認めます。なお提案書以外の提案内容を新たな資料として出すことはできません。パワーポイントを使用する場合の内容は提案書の内容のみとします。

③面接審査への出席者は、1提案あたり3人以内とし、本業務に携わる者で事業責任者施設長予定者とします。

(4)評価項目

事業者選定は、次の各項目に基づいて行います。

事業者選定項目

No	審査項目	主な評価視点
1	法人の運営状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉の理念を十分に理解した法人運営が期待できるか。</li> <li>・役員構成や財政運営状況が適正であり、健全で安定した運営が期待できるか。</li> <li>・既に運営している障害児通所支援等の福祉事業の運営状況は評価できるか。</li> </ul>
2	施設整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定員数の障がい児を受け入れるため、十分な施設の面積が確保され、施設の配置計画が適切か。</li> <li>・敷地が有効に活用されるとともに、地域住民への配慮がされているか。</li> <li>・児童発達支援のサービス向上のための工夫がなされているか。</li> <li>・駐車場や送迎バス等に関する動線確保は十分検討されているか。</li> <li>・建設計画、建設費、資金調達は適正か。</li> </ul>
3	施設の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・募集要領で定める定員設定となっているか。</li> <li>・開所時間や延長支援が適正に確保されているか。</li> <li>・施設運営に係る収支計画は適正なものとなっているか。</li> </ul>
4	支援内容等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・笛吹市の療育の状況を十分理解した提案となっているか。</li> <li>・療育課程や支援計画は十分期待できるか。</li> <li>・療育の質の向上や改善のための取組について十分検討されているか。</li> <li>・保育所をはじめ小中高校や他関係機関との連携や相談、支援体制について十分に考慮されているか。</li> <li>・地域との連携について、啓発活動や学習会等について検討をしているか。</li> <li>・笛吹市の障がい児の受け皿となることを十分理解しているか。</li> <li>・送迎バス等の運行計画は、通所者のニーズに応えるものになっている</li> </ul>
5	給食	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給食が確保できる計画となっているか。</li> <li>・献立に対する工夫は十分期待できるか。</li> <li>・アレルギー等のある子どもへの対応は十分検討されているか。</li> </ul>
6	安全・衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故や災害、不審者に対する対策が十分検討されているか。</li> <li>・児童や職員の衛生・健康管理の対策が十分検討されているか。</li> </ul>

7	職員の配置・育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援、計画相談支援の提供に必要な職員を確保する見込みとなっており、法令等で定める基準を満たした配置計画となっているか。</li> <li>・職員の研修計画が策定されているか。</li> <li>・職員に対する助言体制を十分に取れているか。</li> <li>・仕事と家庭の両立支援等就業継続に向けた待遇や定期昇給等の処遇など十分な福利厚生制度があるか。</li> <li>・職員について、健康管理等に対する取組が提案されているか。</li> </ul>
8	保護者対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日々の保護者との連絡方法や保護者からの相談対応方法等、保護者との意思疎通、共通理解を得るための取組が提案されているか。</li> <li>・保護者等からの苦情処理の体制が具体的に示されているか。</li> </ul>
9	情報管理など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティの管理について、職員研修を実施する等情報漏えい防止に対する取組が提案されているか。</li> <li>・保護者や子どものプライバシー保護の取組について、組織として具体的に提案されているか。</li> </ul>
10	自主事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特色があり、実効性のある提案となっているか。</li> <li>・医療的ケア児や重症心身障害児の受入れなど独自の支援体制などが十分検討されているか。</li> </ul>

(5)優先交渉権者の決定

- ①合計点が最も高い者を優先交渉権者に決定します。
- ②最高合計点が同点の提案者が2者以上あるときは、評価項目のうち、「4 支援内容」部分の点が高い提案者を優先交渉権者とします。以下、同点の場合、「8 保護者対応」の部分の点が高い提案者を優先交渉権者とします。

(6)審査結果の通知

- ①令和6年6月中に書面にて、面接審査を実施した全ての提案者に通知します。
- ②審査結果を通知するとともに、優先交渉権者及び次点交渉権者となった提案者にはその旨を、その他の提案者には選外となった旨を記載します。

(7)選定結果の公表

選定結果については、審査の公平性、透明性を期すため、結果を笛吹市ホームページに掲載します。

(8)契約について

- ①優先交渉権者は本市と本件について協議のうえ、本市内部の手続きを経て本件を依頼する相手方として決定されるため、優先交渉権者の通知をもって本件を依頼する相手方を約するものではありません。

- ②契約内容は、提案書等の内容をもとに、本市と協議のうえ決定します。
  - ③協議が整った後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に規定される随意契約を締結します。
  - ④協議が整わない場合、本市は次点提案者との協議を行います。
- (9)その他
- ①企画提案書類等の作成に要した費用、旅費、その他本案件への参加に要した費用は公募参加者の負担となります。
  - ②事前準備期間に係る経費は、受託者の負担となります。

## 12 申し込み・問い合わせ先

担 当： 笛吹市保健福祉障害福祉課  
所在地： 406-0031 笛吹市石和町市部800番地  
電 話： 055-262-1273  
F A X： 055-262-5100  
Eメール： shogai@city.fuefuki.lg.jp